

食品安全委員会農薬第二専門調査会

第18回会合議事録

1. 日時 令和4年4月20日（水） 14:00～14:36

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- （1）委員長挨拶
- （2）専門委員等紹介
- （3）専門調査会の運営等について
- （4）座長の選出、座長代理の指名
- （5）その他

4. 出席者

（専門委員）

稲見専門委員、佐藤専門委員、清家専門委員、田中専門委員、豊田専門委員、
中塚専門委員、野村専門委員、平塚専門委員、藤本専門委員、堀本専門委員、
森田専門委員

（食品安全委員会）

山本委員長、浅野委員、脇委員

（事務局）

中事務局次長、近藤評価第一課長、栗山課長補佐、横山課長補佐、糸井専門官、
中井専門官、原田係長、落合専門職、三枝専門職、高橋専門職、町野専門職、
宮木係員

5. 配布資料

資料1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書
について

資料2 農薬第二専門調査会専門委員名簿（令和4年4月現在）

資料3 評価書の記載内容の検討について

参考資料1 令和4年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○栗山課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第18回農薬第二専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。事務局の課長補佐を務めます、栗山と申します。

僭越ながら座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、**Web**会議システムを利用して行います。

また、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、本会議の様子を**YouTube**によりライブ配信する予定としておりましたが、傍聴の登録はございませんでした。後日、議事録を公開することとさせていただきます。

それでは、このたび、4月1日付をもちまして、専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より、御挨拶をさせていただきます。

○山本委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本でございます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として、御礼を申し上げます。

内閣総理大臣名の令和4年4月1日付の食品安全委員会専門委員としての任命書が、お手元に届いていると思います。

専門委員が所属する専門調査会は、委員長が指名することになっており、先生方を農薬第二専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。

先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願いいたします。

また、通常私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な回答、審理を求めていくものです。

一方、リスク評価は、多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの1つであると考えられております。

リスク評価では、時に限られたデータから、何らかの回答を出すことを求められることもあるという点も御理解いただきたいと思います。

なお、食品安全委員会の審議につきましては、原則公開ということになってございます。

この農薬第二専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなるかと思えます。

しかし、議事録は公開となっております。先生方の御経験を生かした御発言や、最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や、活用の意義といったものを国民の皆様に広く御理解いただいて、情報の共有に資するものと考えてございます。

さて、この農薬第二専門調査会では、個別の農薬について調査審議を行うために設置されています。そして、調査審議をいただく農薬につきましては、委員長から指定させていただきますことになっております。

食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知識が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝など、幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず、高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食の安全を支える重要かつ意義深いものであります。

先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように、御尽力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○栗山課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日机上配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は議事次第のほか、

資料１－１として、食品安全委員会専門調査会等運営規程、

資料１－２として、食品安全委員会における調査審議方法等について、

資料１－３として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、

資料２として、農薬第二専門調査会専門委員名簿、

資料３として、評価書の記載内容の検討について、

参考資料の１として、令和４年度食品安全委員会運営計画、

以上でございます。不足等ございましたら事務局までお申しつけください。資料はホームページに掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、こちらの注意事項を３点お伝えします。

１つ目、まず、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときにはオフにさせていただきますようお願いいたします。

いします。

2 目、御発言いただく際には、まず、お手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手いただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退出していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにして、冒頭にお名前を発言いただいた上で発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとする形での対応をお願いいたします。

3 目、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合には、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくとオン、オフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状態が続くようでしたら、お手数ですがチャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せぬ切断がされてしまった場合には、再度入室を試みいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

次に、議事の 2 としまして、専門委員等紹介です。

専門委員につきまして、私のほうから、お名前の五十音順に紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしていただき、御所属や専門分野など、一言御発言いただけましたら幸いです。発言の終わられました方は、マイクオフをお願いいたします。

では、早速ですが、御紹介させていただきます。

まず、最初に稲見専門委員なのですが、ちょっと遅れていて、今、確認中でございますので、まず、佐藤順子専門委員、一言お願いします。

○佐藤専門委員

佐藤順子です。

所属はLSIM安全科学研究所に所属しておりまして、毒性、病理に従事しております。専門が病理関係ですので、その辺でお力になればと思います。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、清家伸康専門委員。

○清家専門委員

農研機構の清家でございます。

担当は植物代謝あるいは環境動態とか、その辺を担当いたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○栗山課長補佐

続きまして、田中徹也専門委員。

○田中専門委員

田中です。

2年前から中国学園大学の人間栄養学科というところに移ってきていますが、専門は生殖発生毒性なのですが、直近の15年は薬理学をやっていました。よろしくお願いします。

以上です。

○栗山課長補佐

続きまして、豊田武士専門委員。

○豊田専門委員

国立医薬品食品衛生研究所病理部の豊田武士と申します。一般毒性を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○栗山課長補佐

続きまして、中塚敏夫専門委員。

○中塚専門委員

名古屋産業科学研究所の中塚と申します。担当は生殖発生毒性です。よろしくお願いいたします

○栗山課長補佐

続きまして、野村崇人専門委員。

○野村専門委員

宇都宮大学の野村崇人です。専門は、植物代謝と生化学をやっています。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、平塚明専門委員。

○平塚専門委員

東京薬科大学の平塚でございます。専門は薬物代謝と毒性学です。体内動態を担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、藤本成明専門委員。

○藤本専門委員

広島大学原医研所属です。藤本成明です。どうぞよろしくお願いします。

私、毒性ということでさせていただいておりますが、分かるのは、どちらかというと内分泌毒性が主なので、また、その辺りでよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、堀本政夫専門委員。

○堀本専門委員

堀本です。担当は、生殖発生毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、森田健専門委員。

○森田専門委員

製品評価技術基盤機構の森田健といいます。よろしくお願いいたします。専門は遺伝毒性です。

○栗山課長補佐

本日は、以上11名の専門委員に御出席いただく予定となっております。

それから、篠原厚子専門委員は、本日御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前だけの紹介とさせていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました山本委員長、農薬に関する専門調査会の主担当の浅野委員、副担当の脇委員が出席されております。

事務局につきましては、本日、中次長、近藤評価第一課長、このほか評価第一課から事務局員が参加しております。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。

4月1日付で、専門官の藤井が異動しまして、後任として専門職の落合が着任しております。

○落合専門職

4月1日付で評価第一課に配属となりました落合と申します。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

4月1日付で三枝が専門職へ昇任しております。

○三枝専門職

三枝です。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事3として、専門調査会の運営等についてでございます。

課長の近藤のほうから御説明させていただきます。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

それでは、私のほうから調査会の運営について御説明させていただきます。

資料の1-1、1-2、1-3をお手元のほうに御準備ください。

まず、資料の1-1 食品安全委員会専門調査会運営規程でございます。

第2条に、専門調査会の設置等についての規定がございまして、3項としまして、調査会に座長を置いて、互選により選任することが定められております。

それから5項に、座長に事故があるときに備えて、座長があらかじめその代理を指名し

ておくといったような規定がございます。

また、第4条に、専門調査会の会議に関する規定がございまして、おめくりいただきまして2ページ目になりますが、座長が会議を招集し議長となるといったような規定がございます。

それから、3ページ目には、それぞれの調査会の所掌事務が定められております。農薬の第二から第五の専門調査会につきましては、農薬のうち委員長が指定するものの食品健康影響評価を実施することと、それから第一専門調査会につきましては、そこに属するものの以外の事項についての調査審議を行うことといったような規程がなされているところでございます。

続きまして、資料1－2食品安全委員会における調査審議方法等についてを御覧ください。

こちらは、いわゆるCOIに関する取り決めの規定でございます。

2としまして「委員会等における調査審議等への参加について」ということでして、(1)に、調査審議に参加できない場合をお示ししております。

①から次のページの⑥までございまして、例えば、④にございますとおり、調査の対象品目の申請資料の作成に協力をした場合等々が定められてございます。

2ページ目に参りまして(2)としまして、それを確認するために確認書を御提出いただくといったような規定がございます。

本日、専門委員の皆様から御提出いただいております資料につきましては、資料1－3として配布をしております。

ここに、本日御提出いただいているものに、何か変更があった場合などには、また、確認書を提出いただくこととなっておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、調査会の運営等について説明させていただきましたけれども、何か御質問、御意見などがございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、御説明いたしました内容を御確認いただきまして、また、御留意いただき、専門委員のほうをお務めくださいますよう、お願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

○栗山課長補佐

続きまして、議事の4、座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。どなたか御推薦ございませんでしょうか。

平塚専門委員、お願いいたします。

○平塚専門委員

平塚でございます。

座長につきましては、堀本専門委員が適任と考えるので、御推薦したいと思います。
よろしくお願いします。

○栗山課長補佐

そのほか、いかがでしょうか。

清家先生、お願いいたします。

○清家専門委員

清家です。

私も堀本専門委員が適任と考えております。御推薦いたします。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

ただいま、平塚専門委員、清家専門委員から堀本専門委員を座長にという御推薦がありました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、よろしいようでしたら、ほかに御推薦はないようでございますので、こちらをもちまして、座長に堀本専門委員が互選されました。

それでは、堀本座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○堀本座長

堀本でございます。

御推薦ありがとうございます。不慣れではございますが、専門委員の先生方と、それから事務局の皆様方の協力を得ながら、円滑な議事運営と、適切な評価書の作成を行っていきたく思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門委員会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときには、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は、堀本座長をお願いいたします。

○堀本座長

堀本です。それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたように、座長代理の指名についてですが、私から代理いただく順位を決めた上で2名指名したいと思います。

まず1人目としまして、平塚専門委員、2人目に豊田専門委員の順で代理をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○平塚専門委員

平塚でございます。お引き受けさせていただきたいと思います。

○豊田専門委員

豊田です。私ではよろしければ、お引き受けさせていただきますので、よろしくお願いします。

○堀本座長

両名の先生方、お引き受けいただき、ありがとうございます。

それでは、平塚座長代理、豊田座長代理から一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

○平塚座長代理

平塚でございます。

ほとんど出番はないと思いますが、御指名ですので、微力ですが務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○豊田座長代理

豊田です。

このたびは、私にとっては、ちょっと大役だと思うのですが、微力ではありますが、力になれるように努力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○堀本座長

ありがとうございました。

それでは、議事のほうに移りたいと思います。

まず、評価書の記載内容の変更についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○栗山課長補佐

では、資料3のほうを御覧ください。

こちらに基づきまして、評価書の記載内容の変更の検討結果について御説明します。こちらは、昨年度、農薬第一専門調査会にて検討を進めてきたものでございます。

冒頭でございますように「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」という、この令和2年の第一専門調査会の決定におきまして、具体的な農薬の再評価に係る調査審議が始まるまでに、再評価における留意点に係る準備を行うとしていたところでございます。

そのうち、評価書の記載内容につきまして、これまでの評価経験ですとか、代謝物評価をはじめとする国際的な動向も踏まえまして、以下のとおり記載順序等の変更並びに記載内容の追加及び合理化を検討して、今回、第一調査会のほうで、こういった内容が決まったというところになります。

それぞれ1、2、3につきまして、別紙の1、2、3のほうに具体的なイメージがございますけれども、こちらにつきまして、資料3に基づいて御説明させていただきます。

まず、最初の1ポツです。標準的な記載項目及び記載順序の変更ということで、まず1つ目、評価対象農薬の概要に物理的・化学的性状の項目を追加ということです。

それから2点目、安全性試験の記載順序について、使用される農薬の実際の流れに沿って、まず、環境、それから、植物、畜産物の代謝・残留、それから毒性という順に変更するというものでございます。

これまで動物体内運命試験として取りまとめておりました試験のうち、家畜代謝試験は、2つ目の代謝・残留のところに、動物体内動態試験については、③毒性の部分に記載を分けるという形になります。

それから3点目、経口投与による急性毒性試験のほか、一般薬理試験などの単回投与試験を急性毒性試験等としてまとめることとしました。

それから4点目、神経毒性試験を新たに項立てしまして、神経毒性に関する試験をまとめることとしました。

5点目、経皮投与、吸入ばく露等試験を新たに項立てしまして、評価の参考として記載する経口投与以外の試験をまとめることといたしました。

6点目、ヒトにおける知見を新たに項立てしまして、ヒトに関する知見を取りまとめることとしました。

最後7点目です。代謝物を用いて実施された毒性試験については、有効成分とは別の柱を立ててまとめるという形にしました。

それから、2ポツ目ですけれども、先ほど御紹介した追加される物理的・化学的性状の記載の内容でございます。

有効成分の物理的・化学的性状について、評価に有用な情報として、融点、沸点、蒸気圧、外観、臭気などを記載するというものでございます。

それから3点目、環境中運命試験の記載の合理化ということで、各試験について概要を表に簡潔にまとめまして、必要に応じて特記事項、例えば、推定分解経路等の文章というのは、これまでのとおり残して記載をするというような形となりました。

下のスケジュールにあるように、今年の3月、第一専門調査会のほうで、別紙1から3について議論しまして、最終化されておまして、この最後、4月以降の専門調査会で審議が開始される剤から適用ということで、本日、この後の調査会から反映してまいりたいということでございます。

ここに記載してございますのは、あくまで標準的な記載内容のものということでございますので、実際の具体的な農薬の審議になりますと、各農薬試験パッケージも様々となりますので、記載のほうは、若干ケース・バイ・ケースでアレンジするといったことも出てくると思いますので、その点を御留意いただければと思います。

事務局からの説明は、以上となります。

○堀本座長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

森田先生、よろしくお願いします。

○森田専門委員

森田です。

非常にいい取組をされているかと思います。ただ、ちょっと気になったのは、6番でヒトにおける知見というものを、あれば記載するというような状況ですけれども、それですと、これまで行っていた農薬抄録等あるいは海外の評価書等を基本に評価書を作成するというだけでは物足らなくなっていて、最近の知見とかを集める必要も場合によっては出てくるかと思うのですけれども、その辺りの情報収集等も含めた対応はどのようにされるとお考えなのでしょうか。

○栗山課長補佐

今の御質問でございますけれども、基本的にはリスク管理機関から提出された試験成績、資料等を用いて評価するという、これまでの考え方については変わりのないものになりますので、出てきたもののうち、該当するものを、こういった柱に整理していくということとなります。

特に今後、農薬の再評価制度も始まりまして、そういったところでは、再評価における資料提出に当たっては、公表文献も体系的に提出されてくるということでございますので、そういった中で関係する知見等を得られれば、整理をしていくというような形になることを想定してございます。

○森田専門委員

分かりました。ありがとうございました。

○堀本座長

ありがとうございます。

そのほか、何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。中塚専門委員、どうぞ。

○中塚専門委員

中塚ですけれども、質問というよりも、コメントではなくて、ちょっとどうしてそうされたのかなというのを、ちょっとお聞きしたかったのですけれども、(3)で、順序を見ると、急性毒性があって、その後に一般薬理の試験成績を載せるみたいな感じなのですが、これは、例えば上にある国際的な動向でそうになっているということですか、何か一般的には薬理の試験を先を書いて、急性毒性、特に医薬品とかね、そういう形では普通なので、それとか、以前の書き方はそうだったので、どうして順序を変えられたかなというのを、もしお分かりになれば。

○栗山課長補佐

主に、こちらは経口での単回投与の試験をまとめているという点と、なぜ、急性毒性のほうが先かというところにつきましては、農薬テストガイドライン上求めているのは、こちらの急性毒性試験ということで、一般薬理については、出てくるものではなくなったという取扱い上の変化もありましたので、こういった形にしておるところでございます。

○堀本座長

中塚先生、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○中塚専門委員

中塚ですけれども、ガイドラインは、以前から変わっていないわけで、以前は、一般薬理の試験の成績を述べて、その後に急性毒性をやられていたので、どうして変えられたのかなと、ガイドラインに合わせたという形ですかね。

以上です。

○栗山課長補佐

農薬テストガイドラインは、農林水産省の通知で出されているテストガイドラインですけれども、こちらは改正がございまして、従来、必須とされていたものが、今、任意の扱いになっているということがございますので、そういったところも反映しての、今回の整理となっております。

○堀本座長

ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、続いて、事務局より説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長

事務局、近藤でございます。

参考資料1に基づきまして、令和4年度の食品安全委員会の運営計画につきまして、今年度最初の専門調査会ということでございますので、御報告させていただきます。参考資料1をお手元に御準備ください。

表紙を開いていただきまして、目次がございます。

全体の構成といたしましては、第1から第9、このような構成となっております。

1ページに参りまして、審議の経緯でございます。本年2月、企画等専門調査会で御審議いただいた後、食品安全委員会に報告し、国民から意見情報の募集も行った上で、3月29日の食品安全委員会で決定をしております。

続きまして、2ページを御覧ください。

全体につきましては、やや大部になりますので、農薬の関係するところを中心に御説明させていただきますと思います。

まず第1、令和4年度の運営の重点事項でございます。事業運営方針につきましては、例年と同じですけれども、国民の健康の保護を最優先に委員会を進めていくといったようなことでございます。

(2)の重点事項でございます。

①食品健康影響評価の着実な実施としまして、bのところに農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施というのがございます。

改正農薬取締法によります農薬の再評価制度が施行されているところでございますので、

評価要請が、今後、順次なされる予定でありますので、その要請がなされた場合には、評価指針等に基づき評価を進めることとしております。

また、②でリスクコミュニケーションの戦略的な実施というのがございます。詳細は、また後ろのほうにも出てまいりますけれども、今年度の重点テーマにつきましては、昨年度に引き続き、農薬としているところでございます。

次に3ページの第2、委員会の運営全般でございます。

(3)としまして、専門調査会の開催についての規定がございます。

また(4)としまして、委員会と専門調査会の連携の確保ということで、原則として全ての専門調査会に委員が出席するというところで、本日も出席をさせていただいているところでございます。

続きまして4ページ、第3、食品健康影響評価の実施でございます。

リスク管理機関から評価要請された案件につきまして、着実に進めていこうということでございまして、企業からの申請に基づくものにつきましては、標準処理期間1年、追加資料の提出に要する期間を除いて1年以内に評価結果が通知できるように、計画的に調査審議を進めたいと考えております。

また、いわゆるポジ剤につきましても、計画的な調査審議を行いたいと考えております。

以下、詳細な説明は割愛させていただきますが、お時間があるときに御覧いただければと思います。

簡単ですが、今年度の運営計画につきまして、以上でございます。

○堀本座長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、事務局、ほかに連絡事項等がありますでしょうか。

○栗山課長補佐

すみません、稲見専門委員が接続できたようですので、御所属、専門分野など、一言御挨拶のほうをお願いできればと思います。

○稲見専門委員

すみません、接続がうまくいかず、遅くなりました。

専門は、変異原性試験のところを担当します。稲見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀本座長

ありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか、事務局。

○栗山課長補佐

ほかは大丈夫です。

○堀本座長

それでは、以上をもちまして、第18回農薬第二専門調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

なお、引き続いて非公開で第19回農薬第二専門調査会を開催いたしますので、委員の先生方、よろしくお願いいたします。

以上